



2016年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝
東京都港区芝浦1-1-1
代表者名 代表執行役社長 室町 正志
(コード番号: 6502 東、名)
問合せ先 広報・IR室長 長谷川 直人
Tel 03-3457-2100

連結子会社の四半期報告書の提出期限延長に関する影響について

当社の連結子会社である東芝テック(株) (以下「東芝テック」という) が、2015年度第3四半期報告書の提出期限延長に関する手続きをとることといたしましたので、その影響についてお知らせいたします。

記

1. 東芝テックが四半期報告書の提出期限延長に関する手続きをとる理由

東芝テックが本日付「第91期第3四半期報告書(自平成27年10月1日至平成27年12月31日)提出の延期に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、同社は、同社の退職給付債務の計算を外部の年金数理計算受託会社(以下「本件受託会社」といいます。)に委託しておりますが、1月27日に、本件受託会社より事務過誤に起因して同社の退職給付債務の計算が一部誤っていた旨の報告を受けました。

東芝テックは本件受託会社に退職給付債務の再計算を依頼しておりましたが、本日、かかる再計算の結果を入手いたしました。かかる再計算の結果によれば、第90期(平成27年3月期)第1四半期の期首において退職給付債務が約16億円過小に計上されておりました。かかる計算誤りには東芝テックの決算上金額的な重要性が認められるため、同社は同四半期に遡って過年度決算の訂正が必要となると判断いたしました。

過年度の財務諸表及び連結財務諸表を訂正するに際しては、入手した再計算結果の検証作業を以って訂正数値の確定を行います。その検証作業に相当の時間を要すること、さらに、過年度において重要性がないために修正を行っていない誤謬(以下「未訂正の誤謬」という)についても併せて訂正することが必要となり、同社は、同社の第91期第3四半期

報告書（以下「本四半期報告書」といいます。）の法定の提出期限（2月15日）までにこれらの過年度の財務諸表及び連結財務諸表の訂正を完了させ四半期レビュー報告書を受領することが困難な状況にあります。

このため、同社は、本四半期報告書を法定の提出期限までに提出できないこととなりました。

2. 当社への影響

東芝テックが本四半期報告書の提出期限の延長申請を行い、当該延長申請が承認されましたら、東芝テックは退職給付債務に関する訂正及び未訂正の誤謬の訂正を行う予定です。

退職給付債務につきましては、2月4日付「連結子会社における2015年度第3四半期決算発表の延期の影響について」でお知らせしたとおり、当社連結決算に影響がないことを確認しております。

未訂正の誤謬につきましては、東芝テックから報告を受けている範囲では、金額の規模及び過誤の内容を踏まえ、当社連結決算に対して及ぼす影響には重要性がなく、当社の過年度の有価証券報告書等の訂正は必要ないと判断しております。したがって、当社は、第177期第3四半期報告書（自2015年4月1日至2015年12月31日）の提出期限延長に関する申請を行う予定はなく、当該四半期報告書は、2月12日に提出する予定です。

以上